

商店街を中心とした 課題解決型街づくり支援事業費補助金

1 概要

商店街の活性化・魅力創出を図るための事業について支援するもの。

2 対象者

商工会・商工会議所、商店街振興組合、まちづくりNPOなど、街づくりに参画する団体

※補助金交付の流れ：県→市町村→事業実施主体

3 対象事業

それぞれの商店街における課題を解決し、商店街の活性化・魅力創出を図るための事業

4 対象経費

上記3の事業の実施に要する経費

5 補助率

- ・従来型 1/4以内(県)(県1/4、市町村1/4以上)
- ・拡充型 1/3以内(県)(県1/3、市町村1/3以上)

6 補助限度額

- ・従来型 500千円(県)
- ・拡充型 600千円(県)

※拡充型は、平成28年度に県が策定した「商店街振興アクションプラン」に基づき、各商店街が個別のアクションプランを作成する場合もしくは、アクションプランに基づく事業を実施する場合、適用。

7 問い合わせ先

青森県商工労働部商工政策課団体・商業支援グループ
TEL 017-734-9369